鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業 仕様書

１ 事業名

鎌倉市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入事業

２ 事業概要

鎌倉市立保育所（以下「保育所等」という。）に入園している園児（以下「園児」という。）が保育所等で使用する紙おむつやおしりふき等（以下「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとし、利用を希望する園児が在籍する保育所等で実施する。

３ 対象園児

０歳児、１歳児、２歳児、３歳児クラスに在籍する園児

ただし、本市の判断でそれ以上のクラスの園児へも対象を拡大することができる。

４ 実施期間

協定書締結日から令和９年３月３１日まで

ただし、利用期間終了後、双方から申し出がなかった場合には自動的に利用期間を１年間更新することとする。

５ 実施場所

鎌倉市立保育所　４園

（１）鎌倉市立由比ガ浜保育園（由比ガ浜3-11-48）

（２）深沢保育園（梶原2-33-2）

（３）岡本保育園（岡本2-21-19）

（４）大船保育園（大船2-10-24）

６ 事業内容

提供事業者（以下「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

（１）サービスの利用に関する契約

契約は、サービスの利用を希望する園児の保護者（以下「保護者」という。）が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と保護者で直接契約を行う。なお、１か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

（２）紙おむつ等の提供

事業者は、サービスの利用の契約を行った保護者の園児に対し、保育所等で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は契約者の確認ができる資料を保育所等に提供し、契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育所等に報告する。

（３）紙おむつ等の納品

保育所等からの発注を受け、サービスに係る紙おむつ等を保育所等が指定する場所に直接納品する。なお、納品する日時は事業者と保育所等で協議して決定する。

（４）紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、紙おむつは利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（Ｓ・Ｍ・Ｌなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。なお、紙おむつ等はすべての園へ同じものを提供することとする。

（５）利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については事業者とサービスの利用の契約を行った保護者との間で行うこととし、本市はこれに一切関与しない。

（６）問合せ対応

事業者は、当該事業に関する保護者や保育所等からの問合せ等について適切に対応できるよう、相談サポート体制を整えることとする。

（７）保育所等及び保護者への周知

サービスを円滑に運営できるよう、保育所等に対しては、導入前に関係職員への説明会を実施するとともに、保育所等向けの説明資料やマニュアル、保護者向けの案内チラシ、利用申込書等を作成し、配布する。

７ 個人情報の保護

実施施設は、事業の実施に伴い知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならないほか、個人情報の取扱いにつき最大限の注意をするものとし、関連する法令等を遵守すること。 なお、事業終了後においても同様とする。

８　その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。